



今週の「人プロ」 第15回

偏見や差別意識の解消

～道徳科の視点から考える～

人プロ 3ページ

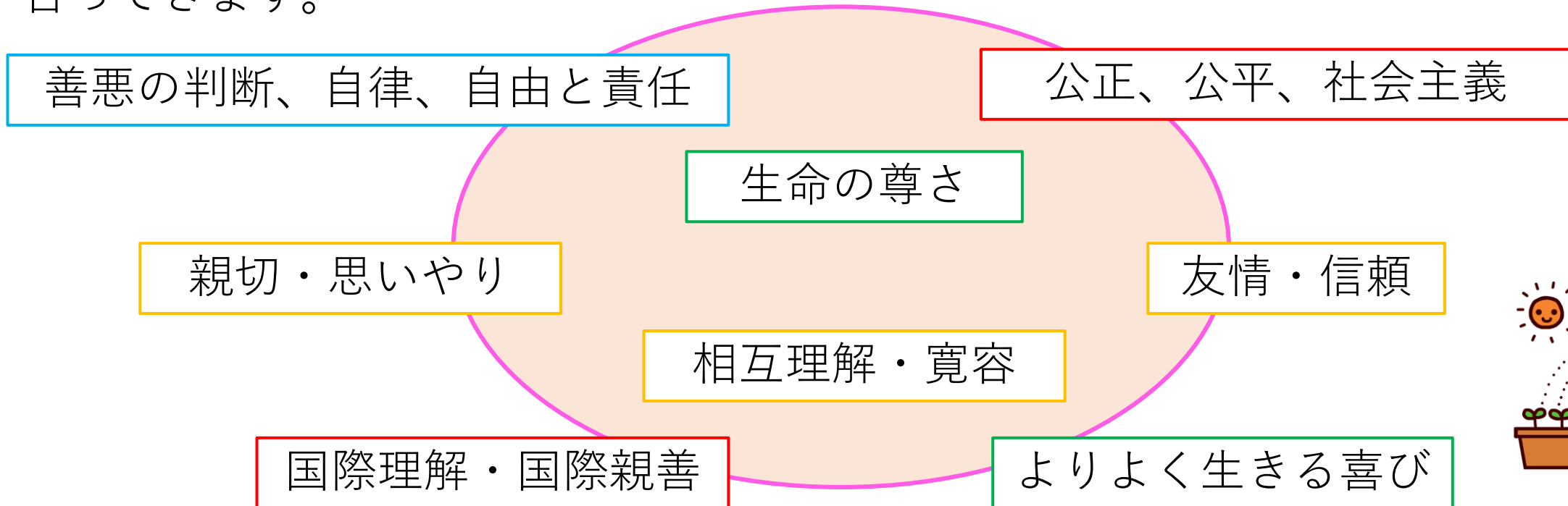
令和6年10月4日（金）

・東京都教育委員会における人権教育の推進事業

人プロ3ページ

「東京都人権施策推進指針等」に示された女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性自認、性的指向、路上生活者、様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進する。」（抜粋）

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としている道徳科では、偏見や差別に関する内容項目はいくつかあり、またそれらの価値が複数関わり合ってきます。



小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編 より

【第2節 内容項目の指導の観点】

C 主として集団や社会との関わりに関すること 公正、公平、社会主義

【第1学年及び第2学年】 自分の好き嫌いにとらわれないで接すること

【第3学年及び第4学年】 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること

【第5学年及び第6学年】 誰に対しても差別ををすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に務めること

社会正義の実現は、容易なことではない



だから…

- 他人事ではなく、自分自身の問題でもあるという意識をもつこと
- 身近な差別や偏見に向き合い、公正、公平な態度で接すること

日々の積み重ねや、価値づけがとても大切です。私たち大人が、偏見や差別意識に対する毅然とした態度を示し、子供と共に人権意識を高めていくことが必要です。